登園報告書

認定こども園 くにみ子ども園 認定こども園 くにみ 幼稚園

入所園児 氏 名	病名					
右記の期日病院を受診し、「集団生活に支障が		受診日	令和	年	月	日
ない状態になった」との、医師からの口頭での		受診 医療機関名				
診断があったので、月 日より		保護者氏名				印
登園することを報告します。						

保育園、幼稚園は乳幼児が集団で共に生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども たちが一日快適に生活できるよう、下記感染症について登園報告書の提出をお願いします。 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能となる状態になってからの登園となるよ うにご配慮ください。

※参考:「2018年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安		
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の 4日まで	解熱後3日を経過していること		
風疹	発疹出現の前7日から7日間 くらい	発疹がすべて消失していること		
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮 (かさぶた)形成まで	全ての発疹が痂皮化していること		
流行性耳下腺炎 おたふくかぜ	発症3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を 経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること		
結核	_	医師により感染の恐れがないと認められていること		
咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウィルス感染症)	発熱、充血等症状が出現した 数日間	発熱、充血等の主な症状が消え2日経過しいること		
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、目やに等症状が出現し た数日間	結膜炎の症状が消失していること		
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現 後3週間を経過するまで	特有の咳が消失すること又は、5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了していること		
腸管出血性大腸菌感染症 O157、O26、O0111等		医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が 確立している5歳以上の子どもについては出席停止の 必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以 上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。)		
急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認められていること		
髄膜炎菌性髄膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認められていること		

※参考:「2018年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省

	<u> </u>	《参考:「2018年改訂版保育所における感染症対策カイトライン」厚生労働省	
感染症名	感染しやすい期間	登園の目安	
ウィルス性胃腸炎 (ノロウィルス・ロタウィルス感染症 等)	症状のある間と症状消失後1週間 (※量は減少していくが、数週間ウィルスを排 出するので注意が必要)	嘔吐・下痢症状がなくなり、普段の食事がとれること	
溶連菌感染症	適切な抗菌治療薬を開始する前 と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること	
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療薬を開始する前 と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること	
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発 症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の 食事がとれること	
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (※便の中に1ヶ月程度ウィルスを排出しているので、注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の 食事がとれること	
RSウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから	
突発性発疹	_	解熱し、機嫌がよく全身症状が良いこと	

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については「―」としている。